

富山県跨道橋連絡部会（仮称） 規約（案）

（名 称）

第１条 本会は、「富山県跨道橋連絡部会（仮称）」（以下、「部会」という。）と称する。

（目 的）

第２条 部会は、富山県道路メンテナンス会議規約第４条５項の規定の専門部に位置付けるものとし、道路を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く道路法の道路以外の施設（以下、「対象施設」という。）の点検や修繕等の実施により、災害時における緊急輸送道路ネットワークの確保等を図るために、対象施設の管理者と関係する道路管理者が情報共有し、必要な事項について協議調整することを目的とする。

（協議事項）

第３条 部会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （１） 点検計画の策定に関すること。
- （２） 点検、診断結果の報告に関すること。
- （３） 修繕の実施に関すること。
- （４） その他、部会の運営に際し、会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第４条 部会は、第２条の目的を達成するため、対象施設の管理者及び関係する道路管理者及び部会が必要と認めるもので組織する。

- ２．部会には、会長及び副会長を２名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長、副会長は富山県土木部道路課長、中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター所長とする。
- ３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- ４．部会の構成は、「別表－１」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

（事務局）

第５条 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- ２．事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山県土木部、中日本高速道路株式会社金沢支社に置く。

(規約の改正)

第６条 本規約の改正等は、部会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第７条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成２７年 ３月２７日から施行する。

富山県跨道橋連絡部会(仮称) 名簿(案)

	所 属	役 職	備 考
会長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所長	
副会長	富山県土木部	道路課長	
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山保全・サービスセンター所長	
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長	
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チームリーダー	
	黒部市	都市建設部長	
	富山県土木部	都市計画課長	対象施設管理者
	富山市	建設部長	対象施設管理者
	富山市	細入総合行政センター 産業建設課長	対象施設管理者
	高岡市	産業振興部長	対象施設管理者
	魚津市	産業建設部長	対象施設管理者
	黒部市	産業経済部長	対象施設管理者
	小矢部市	産業建設部長	対象施設管理者
	南砺市	産業経済部長	対象施設管理者
	外輪野用水土地改良区	理事長	対象施設管理者
	呉羽射水山ろく用水土地改良区	理事長	対象施設管理者
	古沢用水土地改良区	理事長	対象施設管理者
オブザーバー	富山県農林水産部	農村整備課長	